

産業廃棄物処理に係る「第34回 実務者研修会」開催

- ・日 時：令和5年1月24日（火）午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場
141・142会議室（名古屋市熱田区）
- ・参加者：104名（67社）

排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当を対象とした「第34回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。



開会挨拶をする
堀部専務理事

開会の挨拶で事務局専務理事 堀部隆司氏は「本日の講習会は排出事業者、廃棄物処理業者の実務担当の方を対象とした実務者研修会（実務基礎コース研修会）です。廃棄物処理法の基礎知識は会社役員の方（代表取締役も含む。）は5年に1回、許可講習会で習得していただいているが、実務担当者の方は資格要件がありませんので、協会が開催する実務研修会や支部が開催している法令講習会に、3年に1回は受講していただくようお願いしております。知らずに法を犯すことがないよう、本日の研修会で理解を深め実務に当たってください。」と述べました。

◎第1章 産業廃棄物処理の基礎：堀部専務理事

研修内容は、①循環型社会の姿 ②産廃処理ビジネスの特異性 ③廃棄物の定義 ④産業廃棄物の処理責任 ⑤産業廃棄物の保管基準 ⑥産業廃棄物処理業者の責務 ⑦産業廃棄物処理施設の設置許可 ⑧行政処分、について解説がありました。



◎第2章 産業廃棄物の委託処理と委託契約書 ：事務局長小坂元信氏



講師の小坂事務局長

研修内容は、委託契約書締結の目的、①委託基準 ②委託契約書の原則 ③産業廃棄物の再委託 ④委託契約書と印紙税、について解説がありました。

◎第3章 産業廃棄物管理票（マニフェスト） ：環境アドバイザー 小野田敏也氏



講師の小野田環境アドバイザー

産業廃棄物管理票制度とは、①環境省令によるマニフェストの規定 ②紙マニフェスト ③産業廃棄物管理票の交付等状況報告書について ④電子マニフェスト ⑤マニフェストが不要な場合、について解説がありました。

◎第4章 帳簿：事務局長小坂元信氏

帳簿作成の目的、について、帳簿様式の記載例や電子マニフェストにおける帳簿について解説がありました。

講義終了後は、受講者全員の方に「研修修了証」が堀部専務理事より授与され閉会となりました。

本研修会は、実務者が業務上関わる重要な項目が多数あるため、各単元の終わりに理解を計るためのクイズが用意され、講師から回答理由を聞き参加者からは改めて気づくことがあったとのことでした。

